平成２１年（フ）第２８４６号
福岡市西区西の丘２丁目３番１―616号
債務者　望月　裕司
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８６６号
福岡市南区屋形原２丁目26番１号
債務者　宮原　英郎
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８９４号
福岡市西区野方１丁目12番40号
債務者　池　　和樹
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８９５号
福岡市西区野方１丁目12番40号
債務者　池　　知恵
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９０７号
福岡県春日市原町３丁目１番地１
債務者　野田浩一郎
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９５１号
福岡市早良区次郎丸５丁目14番14―301号
債務者　山村　　茜（旧姓柿原）
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０４３号
福岡市西区拾六町４丁目36番７号
債務者　坂本　英夫
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１３８号
福岡市博多区麦野４丁目38番11号
債務者　塩田　幸子（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２０１号
福岡市南区井尻４丁目９番５―103号
債務者　坂井　崇嗣
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２０８号
福岡市早良区原８丁目17―17―101
債務者　深町　孝司
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２１１号
福岡県春日市日の出町７丁目36番地金子コーポ102号
債務者　藤吉　　司
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２６１号
福岡市東区松島２丁目２番44号
債務者　山崎　道彦
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２６２号
福岡市東区水谷１丁目17番21号
債務者　山口　美保
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２６３号
福岡市西区愛宕１丁目３番21号
債務者　隈部　勇太
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２７３号
福岡市中央区小笹１丁目22番25―205号
債務者　入江　文男
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２７５号
福岡市城南区長尾４丁目24番15―101号
債務者　金丸　　伸
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２８１号
福岡市南区若久５丁目８番８号
債務者　林　　弥生（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３０２号
福岡市東区多々良１―17―12コアマンション香椎南101号
債務者　手島　　優
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部